平成２１年（フ）第２４７号
山口県周南市桜木３丁目５番62号
債務者　河岡　哲也
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２４８号
山口県光市島田７丁目１番14号
債務者　岡村　英男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１３０６号
東京都大田区鵜の木１丁目４番９号久保井ハイツ202
債務者　北林富士子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３３２号
東京都板橋区加賀１丁目10番14―116号
債務者　藤川ちえ子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第９９９９号
山梨県甲府市青葉町９丁目12番地、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝浦４丁目12番38号
破産者　株式会社ＫＳＳ
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８号
千葉県印西市草深1210番地８、商業登記簿上の本店所在地千葉県印西市草深1210番地の５
破産者　株式会社ロマックス
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１９９号
千葉県印西市草深1210番地８、商業登記簿上の本店所在地千葉県印西市草深1210番地の４
破産者　有限会社中国ファミリーレストラン孫悟空
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１００号
北海道深川市二条１番10号
破産者　株式会社三友木材店
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３２号
北海道深川市２条１番10号
破産者　棚橋　直登
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０６号
北海道苫前郡羽幌町緑町６番地２
破産者　オロロン観光株式会社
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２４号
北海道旭川市十条通19丁目１番地の１
破産者　株式会社ＨＯＫＫＥＮ
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２号
千葉県長生郡白子町剃金387番地50
破産者　服部　正規
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
千葉県長生郡白子町剃金387番地50
破産者　服部　幸子
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２０年（フ）第２４３５９号
神奈川県藤沢市長後1432―58、開始決定時の住所神奈川県藤沢市湘南台５丁目12―７
破産者　原田　浩史
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６２５０号
埼玉県越谷市伊原１丁目３―15
破産者　菅　　正春
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２８０号
神奈川県横須賀市米が浜通２丁目６番地
破産者　共和建設株式会社
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第２８７号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目25番９号
破産者　株式会社漆原
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第２４２号
岐阜県恵那市岩村町富田3031番地の102
破産者　株式会社東洋技建
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第９号
岐阜県中津川市茄子川997番地の49
破産者　株式会社藤工
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１１号
岐阜県中津川市茄子川997番地の49
破産者　後藤　正代
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部